

新型コロナウイルス感染症対策 吉見町中小事業者応援金

新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた町内の中小事業者（中小企業者、小規模企業者、個人事業主（フリーランス含む）、農業者、NPO法人等）に対して、売上減少応援金を給付します。



また、感染症対策のため備品を購入した町内の中小事業者へ備品購入応援金を給付します。

給付額

1 事業者に対し最高 5 万円（1 回限り）

- 売上減少応援金（上限 3 万円）
 - 備品購入応援金（上限 2 万円）
- いずれか一方、または、両方申請できます。

対象者

中小企業者及び小規模企業者・個人事業主 ・農業者・NPO法人等

給付 要件

- ◆法人の場合は直近の事業年度及びその前年度、個人の場合は令和2年分と令和元年分の確定申告を行っていること。
- ◆申請時点で、法人の場合は町内に主たる事業所があること、個人事業主及び農業者は町内に住所を有していること。
- ◆個人事業主及び農業者の場合は、2年とも当該事業の収入が給与収入を上回っていること。
- ◆申請時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続して実施する意思があること。

また、次に該当する必要があります。

- 売上減少応援金を申請する場合
 - ・法人：直近の事業年度の売上が前年と比較し、20%以上減少していること。
 - ・個人：令和2年中の収入が前年と比較し、20%以上減少していること。
- 備品購入応援金を申請する場合
 - ・令和2年1月1日から令和3年9月30日までの間に、裏面にある備品を購入し、写真及び領収書の写しが提出できること。

申請書 入手 方法

町ホームページからダウンロードしてください。

※ダウンロードが困難な方は、役場2階産業振興課、商工会でも配布します。

申請 方法

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から「郵送」してください。

【宛先】〒355-0192

吉見町大字下細谷4-1-1 吉見町役場 産業振興課 商工観光係宛

申請 期間

令和3年7月5日（月）～

令和3年9月30日（木） 当日消印有効

問合せ 吉見町役場 産業振興課 商工観光係
(直通) 0493-54-5027

備品購入応援金

対象	空気清浄機・CO ₂ 探知測定器・サーキュレーター・オゾン発生器・顔認識非接触型サーモカメラ・パーテーション（ビニール製のものを除く）・消毒液スタンド・非接触型体温計等 (令和2年1月1日～令和3年9月30日までに購入したものが対象です)
対象外	(1) 消毒薬剤、石けん、マスク、フェイスガード、手袋等の消耗品購入費用 (2) 購入における配送、備品取付等に係る経費 (3) 工事費用

よくある質問

Q1 中小企業者等の規定は？

・中小企業者、小規模企業者の規定は以下の表でご確認ください。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※「常時使用する従業員の数」に、会社役員は含まれません。

Q2 個人事業主の場合でも購入した備品は対象となりますか？

・事業に使用する備品が対象となります。

Q3 備品の写真はどのように撮影すれば良いですか？

・備品の拡大写真を1枚と設置場所が分かる写真を1枚撮影し、提出してください。

Q4 他の物も購入したため備品の領収書の金額が一括になっています。

・購入店から発行された領収書の明細を合わせて提出してください。

Q5 会社に勤めていて給与収入がありますが、対象になりますか？

・売上減少応援金は、令和元年分と令和2年分のいずれか一方または両方の給与収入が事業収入（個人事業・農業）を上回っている場合は、対象となりません。

Q6 確定申告書に収受印が押印されていないものは無効ですか？

・収受印がない場合は、確定申告書と併せて、e-Taxでの申告者は「受信通知」をご提出ください。

その他、事業の詳細は町ホームページをご覧ください。